（記事等の掲載の禁止に関する経過措置）

第七条　新少年法第六十八条の規定は、この法律の施行後に公訴を提起された場合について適用する。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第九条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「又は」を削り、「若しくは」の下に「第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の決定を受けた場合に限る。次項において同じ。）若しくは第三号の処分を受けて出院するとき（仮退院又は退院（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十七条の二の決定によるものに限る。次項において同じ。）による場合を除く。）、又は」を加え、同条第四項中「第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは第六十四条第一項第二号若しくは第三号」を加え、「の許可決定」を「若しくは退院を許す旨の決定」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第十条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「。次号において同じ」を削り、「）又は第七十八条の二第一項」の下に「において準用する第六十八条の七第一項」を加え、「第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項」を「第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七第一項（第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「第七十二条第一項」の下に「及び第七十三条の二第一項」を、「第二十六条の四第一項」の下に「及び第六十六条第一項」を加え、「又は第四十一条の決定」を「又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了」に、「定められたとき」とあるのは」を「定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは」に、「第七十三条第一項」を「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項」に改め、「申請」の下に「、第七十三条の二第一項の決定」を加え、「規定による決定」を「決定」に改める。

第二十七条第二項中「取消しについて」の下に「、同法第六十八条の三第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三条第一項の規定による留置について」を加え、「（第三項」を「（第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

（少年の保護事件に係る補償に関する法律の一部改正）

第十一条　少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章」を削る。

第二条第一項中「第二章」を削り、同項第一号中「第二十四条第一項第三号」の下に「若しくは第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）若しくは第三号」を、「第七十二条第一項」の下に「若しくは第七十三条の二第一項」を加える。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第十二条　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「二十歳」を「十八歳」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第二十一条中「及び第六十一条」を「、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文」に改める。

第二十二条中「二十歳」を「十八歳」に改める。

（国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　この法律の施行前に国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪（二以上あるときは、それらの全て）を犯した者に係る同条第二号の共助刑の期間、仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の国際受刑者移送法第二十一条の規定によりみなして適用される新少年法第六十八条本文の規定は、この法律の施行後に国際受刑者移送法第二条第十一号の受入移送犯罪を犯した者に係る少年法第六十一条の記事又は写真の掲載について適用し、この法律の施行前に同号の受入移送犯罪を犯した者に係る同条の記事又は写真の掲載については、なお従前の例による。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第十四条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二百八十六条中「及び第七十三条第五項」を「、第七十三条第五項、第七十三条の四第三項及び第七十六条第四項」に改める。

（重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律の一部改正）

第十五条　重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律（平成二十六年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「成人（満二十歳以上の者をいう。次号において同じ。）」を「二十歳以上の者」に改め、同号ハ中「又は第二十四条第一項」を「、第二十四条第一項又は第六十四条第一項」に改め、同項第三号中「成人」を「二十歳以上の者」に改める。

（少年鑑別所法の一部改正）

第十六条　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「保護処分（」の下に「少年法第六十六条第一項、」を加える。

第十八条第一項中「又は」を「、同法第六十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定、同法第六十六条第一項の決定若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は地方更生保護委員会から同法第七十三条の二第一項の決定の執行の嘱託を受けたとき」を加える。

第七十四条第三項及び第八十一条第一項中「保護者」の下に「、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」を加える。

第百二十四条第二号中「若しくは第二十四条第一項」を「、第二十四条第一項、第六十四条第一項若しくは第六十六条第一項」に改める。

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条から第十条までを削る。

附則第十一条中「少年法」の下に「（昭和二十三年法律第百六十八号）」を加え、同条を附則第五条とする。

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　この法律の施行前にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致については、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律（次項において「旧公職選挙法等一部改正法」という。）附則第五条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。

2　附則第六条に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等一部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。